

各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当府庁					期待される効果・達成すべき目標
		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	中・長期的(2年程度)取組	
(3)地域経済活動の再生						
③農業						
(i・ii 関連) 被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等	農林水産省	<p>①農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金において、被災した農地周りの水路の補修等を行う集落を支援。平成28年度は、福島県の集落に対して復旧活動支援交付金による活動を支援。(これまでに8県の集落に対して支援)</p> <p>②被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、利子を助成。(平成29年3月末までに121地区に対し利子助成を実施)</p> <p>③避難先等で荒廃農地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を74取組(164人)において実施。</p> <p>④被災により経常賦課金の徴収が困難となっている土地改良区に対し、業務運営の維持に必要な資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧に対する支援を実施(28年度は、16土地改良区に対して支援)。</p>	<p>①平成28年度をもって本交付金による全ての事業が完了。</p> <p>②助成地区において営農が再開されたことから平成28年度をもって終了。</p> <p>③平成30年度までの支援をもって終了。</p> <p>④被災した土地改良区に対する支援については、平成28年度までの支援をもって終了。</p>	<p>・農地・水保全管理支払交付金 - (平成28年度予算をもって終了)【復興特会】</p> <p>・農家負担金軽減支援対策事業 - (平成28年度予算をもって終了)【復興特会】</p> <p>・荒廃農地等利活用促進交付金 - (平成30年度予算をもって終了)【一般会計】</p> <p>・被災土地改良区復興支援事業 - (平成28年度予算をもって終了)【復興特会】</p>	※ 平成30年度までで終了	※ 平成30年度までで終了
(ii 関連) 被災農家経営再開支援事業	農林水産省	<p>○ 東日本大震災による津波等の影響により、23年度以降の農作物の生産を断念せざるを得なくなった農地等が多く発生。これらの被災農地で経営を再開するためには、ゴミ・礫の除去、農地・水路の補修等を行う必要があり、これらの取組を共同で行う農業者に対し、経営再開のための支援金を交付することで、復旧作業を支援。</p> <p>※ 本事業は平成27年度までで終了</p>	※ 本事業は平成27年度までで終了	※ 本事業は平成27年度までで終了(平成30年度は予算措置なし)	※ 本事業は平成27年度までで終了	※ 本事業は平成27年度までで終了

<p>(ii 関連) 農業の復旧・復興に向けた金融支援</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 震災後直ちに農協等の金融機関に対して償還猶予等の条件変更を要請。 ○ 平成23年度補正予算(1次・3次)、平成24年度～平成30年度予算において、農業者向け災害復旧関係資金について、一定期間実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付け(担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)を措置(平成30年9月30日現在で6,857件、2,313億円の貸付決定)。 ○ 債権の買取り等により被災事業者の支援を行う「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(事業者支援機構)」及び各県の「産業復興機構」が設立。事業者支援機構は、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、小規模事業者、農林漁業者、医療福祉関係事業者等を重点的に支援することとされており、関係省庁やこれらの機構と連携しつつ、適切に対応。</p>	<p>○ 令和元年度予算でも、引き続き、実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより新規融資の円滑化を支援。 ○ これらのほか、債権買取りの仕組み等も適切に活用し、被災農業者等が復旧・復興の取組を円滑に進められるように引き続き支援。</p>	<p>・ 農業経営の復旧・復興のための金融支援1,071百万円(令和元年度)【復興特会】</p>	<p>○ これまで措置した施策等が被災地において着実に活用されるように努めるとともに、被災地の復旧・復興の進捗状況を踏まえ、農業経営再建のために必要な資金調達の円滑化を支援。</p>	<p>○ 実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより、資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金が円滑に融通されることが期待できる。 ○ 令和元年度予算で措置した融資枠(49億円)等を目安として被災農業者等の資金調達の円滑化を目指す。</p>
<p>(iii 関連) 東日本大震災農業生産対策交付金</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 被災農業者に対する農業生産関連施設の復旧、農業用機械等の導入等を支援(23年度補正予算、24～30年度当初予算)。</p>	<p>○ 東日本大震災からの本格復旧に向け、放射性物質による健康不安の解消に資する農業生産工程管理(GAP)の導入等、早急に生産力、販売力を回復する産地の取組や共同利用施設の復旧等を支援する。</p>	<p>・ 東日本大震災農業生産対策交付金 999百万円(令和元年度予算)【復興特会】</p>	<p>○ 原発事故により被災した地域における放射性物質の影響緩和のための取組等を支援し、産地の復旧を図る。</p>	<p>○ 当面、営農活動等が被災前に比べおおむね同程度以上に復旧することを目標とする。</p>
<p>(iii 関連) 被災地域農業復興総合支援事業</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 平成23年度補正予算から平成30年度当初予算において、市町村が事業実施主体となり、農業用施設・機械を整備し、地域の被災農業者に貸与等ができるよう措置。 (被災地域における農業の復興を図るため、農業用施設・機械の整備等の要望について、これまでに、東日本大震災復興交付金については、岩手県1,556百万円、宮城県37,400百万円、福島県4,298百万円、茨城県22百万円、長野県384百万円を配分。福島再生加速化交付金については、福島県に18,872百万円配分。)</p>	<p>○ 令和元年度も、市町村が事業実施主体となり、農業用施設・機械を整備し、地域の被災農業者に貸与等ができるよう措置。</p>	<p>・被災地域農業復興総合支援事業(平成28年度以降予算措置なし)(東日本大震災復興交付金)【復興特会】 ・被災地域農業復興総合支援事業(令和元年度)(福島再生加速化交付金)【復興特会】</p>	<p>○ 被災地域の農業用施設・機械の整備を支援。</p>	<p>○ 被災地域の農業の復興</p>

<p>(iii 関連) 農山漁村の6次産業化</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 農林漁業者等の6次産業化の取組を支援するため、6次産業化プランナーによる総合的なサポートを行うとともに、新商品開発や販路開拓の取組に対する支援や、施設整備の取組に対する支援を実施。 ○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき、2,460件の事業計画を認定(平成31年3月31日現在)。(うち被災地(岩手・宮城・福島県)における認定件数は、172件) ○ 農林漁業成長産業化ファンドの出資決定件数は135件(平成31年3月31日現在)。(うち被災地(岩手・宮城・福島県)における出資件数は、8件)</p>	<p>○ 農林漁業者等と食品製造・流通業者等の多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取組及び市町村の6次産業化等戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援。 ○ 農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施。</p>	<p>・食料産業・6次産業化交付金 1,434百万円の内数(令和元年度)【一般会計】 ・農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用 出融資枠125億円の内数(令和元年度)【財投資金】</p>	<p>○ 引き続き、被災地以外の地域も含めた農林漁業者が主体となって、流通・加工事業者等と連携して行う6次産業化の取組を推進するため新商品開発や販路開拓、それに必要な加工・販売施設等の整備等について支援。</p>	<p>○ 令和2年までに6次産業化の市場規模を10兆円にする。</p>
<p>(iii-イ 関連) 環境保全型農業の取組推進</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 平成23年度から、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して直接支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を実施。 ○ 平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。 ○ 平成29年度の取組状況については、取組件数3,822件、取組面積89,082ha。</p>	<p>○ 環境保全型農業直接支払制度の実施等を通じ、被災地における環境保全型農業の推進を図る。</p>	<p>・環境保全型農業直接支払交付金 2,451百万円の内数(令和元年度予算)【一般会計】</p>	<p>○ 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく、環境保全型農業直接支払制度(27年度～31年度)の実施等を通じ、被災地における環境保全型農業の推進を図る。</p>	<p>○ 自然環境の保全に資する農業生産活動の普及</p>
<p>(iiiロ 関連) 地域農業経営再開復興支援事業</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 津波被害を受けた50市町村を対象として、集落での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランの作成と農地集積等の支援を行うこととし、平成23年度第3次補正予算及び平成24～27年度当初予算で地域農業経営再開復興支援事業を措置。 ○ 本事業により、43市町村(作成予定市町村の100%)、270地区(作成予定地区数の94%)でプランを作成(平成28年3月末時点)。 ○ 集中復興期間が平成27年度までで終了したことに伴い、本事業は終了したが、平成28年度からは一般会計予算の人・農地問題解決加速化支援事業の対象に、津波被害を受けた50市町村も含めて、支援を継続。</p>	<p>※本事業は平成27年度までで終了。今後のプランの継続的な話し合いと見直しは、一般会計予算(人・農地問題解決加速化支援事業)を活用する。</p>	<p>※本事業は平成27年度までで終了。(別途、一般会計予算の人・農地問題解決加速化支援事業(令和元年度、257百万円)で支援を継続)</p>	<p>※本事業は平成27年度までで終了。</p>	<p>※本事業は平成27年度までで終了。(別途、一般会計予算の人・農地問題解決加速化支援事業(令和元年度、257百万円)で支援を継続)</p>

<p>(iiiハ関連) 農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 平成23年度第3次補正予算及び平成24年度予算において、農村高齢者に新たな活動・就労の場を提供する観点から、農村高齢者による技術指導の下で仮設住宅入居者等(高齢者や女性を含む)が農作業を行う取組を支援。(平成25年3月末までに延べ26地区(岩手県2地区、宮城県12地区、福島県12地区)において実施。)</p> <p>○ 平成25～27年度は、「都市農村共生・対流総合対策交付金」において、市町村・NPO等多様な主体が連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の補修等を含め、総合的に支援。</p> <p>○ 平成28～30年度は、「農山漁村振興交付金」において、市町村・NPO等多様な主体が連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、被災地を含め総合的に支援。</p>	<p>○ 令和元年度は、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、「農山漁村振興交付金」において、高齢者の農業参画のための農福連携を推進する取組等を総合的に支援する。</p>	<p>・農山漁村振興交付金 9,809百万の内数(令和元年度)【一般会計】</p>	<p>○ 高齢者の農業参画のための農福連携を推進するいきがい農園や研修の農福連携の取組等を総合的に支援。</p>	<p>○ 高齢者の農業参画</p>
--	--------------	---	--	---	--	-------------------

<p>(iiiハ、vi関連) 復興ツーリズムなど地域資源を活かした被災地における交流の推進</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 平成23年度は、「食と地域の交流促進対策交付金」を活用し、農業経営の多角化などに向け、豊かな地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムなどの取組を支援。 平成23年度第3次補正予算において「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業」を実施し、平成23年度は約3万人が復興ボランティアに参加。 ○ 平成24年度は、引き続き「食と地域の交流促進対策交付金」による取組を支援したほか、「ふるさとふれあいプロジェクト」を展開し、ボランティア希望者のニーズと被災農山漁村におけるニーズとのマッチングを支援。 ○ 平成25、26年度は、「都市農村共生・対流総合対策交付金」で、集落が市町村・NPO等多様な主体と連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の補修等を含め、総合的に支援。 また、引き続き「ふるさとふれあいプロジェクト」を通じ、ボランティア希望者と農山漁村のニーズとのマッチングを支援。 ○ 平成27年度は、「都市農村共生・対流総合対策交付金」で、集落が市町村・NPO等多様な主体と連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、外部人材の活用や活動拠点施設の補修等、被災地を含め総合的に支援。 ○ 平成28年度は、「農山漁村振興交付金」で、集落が市町村・NPO等多様な主体と連携して取り組む、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、福祉等に活用する地域の手作り活動について、被災地を含め総合的に支援。 ○ 平成29、30年度は、「農山漁村振興交付金」の「農泊推進対策」で、「農泊」を持続的なビジネスとするため、現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げの取組を、外部人材を活用しつつ、被災地を含め総合的に支援。</p>	<p>令和元年度は、「農山漁村振興交付金」の「農泊推進対策」で、「農泊」を持続的なビジネスとするため、現場実施体制の構築、体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援のほか、増大するインバウンドがストレスフリーで快適に滞在できるよう多言語への対応等の環境整備及び地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用した大規模宿泊施設の整備を、被災地を含め総合的に支援。</p>	<p>農山漁村振興交付金 9,809百万の内数(令和元年度)【一般会計】</p>	<p>○ 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」などの地域資源を活用した取組や「農泊」を推進する取組を被災地を含め支援する方針。</p>	<p>○ 農山漁村での受入体制の整備等を地域の実情を踏まえつつ推進し、被災地における都市と農山漁村の交流拡大に貢献。</p>
<p>(iii関連) 農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 平成24～28年度にかけて、青森県(1か所)、岩手県(3か所)、福島県(3か所)、宮城県(1か所)、茨城県(3か所)、栃木県(1か所)、新潟県(1か所)及び、長野県(1か所)の再生可能エネルギー発電施設の運転開始に向けた支援を実施。 ○ これら施策により、6か所の発電事業が開始された(平成31年3月末時点)。被災地では、売電収益を活用して、農林水産業の復興に向けた取組を実施。 ○ また、地域資源活用展開支援事業により市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援。その一環として、勉強会を青森県、栃木県で開催し、先進事例の紹介等を実施。</p>	<p>○ 地域資源活用展開支援事業により市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援。</p>	<p>・地域資源活用展開支援事業51百万円(令和元年度)【一般会計】</p>	<p>○ 地域資源活用展開支援事業により市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援。 ○ 平成30年度で終了した農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業の事業成果を活用しつつ、農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の取組の普及を図る。</p>	<p>○ 令和5年度までに、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る経済規模を600億円に拡大。 被災地でも多くの地区で再生可能エネルギーを活用することで、地域の農林漁業の発展、再生可能エネルギーの地産地消の推進に貢献。</p>

<p>(iv 関連) 食料生産地域再生のための先端技術展開事業</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 平成29年度末まで、農業・農村分野は岩手県、宮城県及び福島県、漁業・漁村分野は岩手県及び宮城県において「研究・実証地区」を設け、土地利用型農業・施設園芸農業の経営改善や水産業・養殖業・水産加工業の高度化を図るため、15分野16課題の大規模実証研究を実施。 また、研究情報の共有や相互の調整等を行う開放型研究室を岩手県・宮城県・福島県内にそれぞれ設置して、研究内容や取組状況に関する情報を発信。 ○ 平成30年度からは、被災地の状況変化に起因する技術的課題を解決するため、先端技術に関する新たな現地実証研究11課題を開始(平成32年度まで)。 また、被災地内に新たな農業分野、水産業分野の社会実装拠点を設け、情報発信、技術研修、現場指導等の成果の社会実装に係る取組を強化。</p>	<p>○ 引き続き、被災地の状況変化に起因する技術的課題を解決するため、先端技術に関する新たな現地実証研究を進める。 ○ 被災地内の農業分野、水産業分野の社会実装拠点において、情報発信、技術研修、現場指導等の成果の社会実装に係る取組を推進。</p>	<p>・食料生産地域再生のための先端技術展開事業824百万円(令和元年度)【復興特会】</p>	<p>○ 公募により決定した研究開発技術の現地実証を令和2年度まで実施 ○ 各県拠点ごとに設定した成果の普及目標の達成に向けた取組を推進</p>	<p>○ 本事業により、確立した技術体系の普及・実用化を図り、被災地における農林水産業の生産性の向上を促進することによって、被災地の農林水産業の復興・創生を促す。</p>
<p>(iv 関連) 再編強化法に基づく金融支援</p>	<p>農林水産省</p>	<p>○ 再編強化法の特例措置に基づき、8農協・1漁協に対して資本増強を決定。 ・ 大船渡市農協(10,790百万円)、ふたば農協(9,660百万円)及びそうま農協(9,900百万円):平成24年2月2日決定(同月24日実施) ・ 南三陸農協(1,350百万円)、いしのまき農協(5,470百万円)、仙台農協(10,510百万円)、名取岩沼農協(750百万円)、みやぎ亘理農協(1,860百万円)及び宮城県漁協(6,680百万円):平成24年3月1日決定(同月23日実施) ○ 上記の資本増強を受けた全ての組合の優先出資は全額返済済みとなった。なお、各組合の返済は以下のとおり。福島県の2農協(ふたば農協、そうま農協)は平成28年1月、宮城県の5農協(南三陸農協、いしのまき農協、仙台農協、名取岩沼農協、みやぎ亘理農協)は同年3月、大船渡市農協は同年5月、宮城県漁協は平成30年7月にそれぞれ優先出資を全額返済済み。</p>	<p>○ 本事業は平成30年9月30日に終了。</p>	<p>—</p>	<p>○ 本事業は平成30年9月30日に終了。</p>	<p>○ 本事業は平成30年9月30日に終了。</p>

<p>(vi 関連) 飼料の安定供給 対策の推進</p>	<p>農林水産 省</p>	<p>○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給するため、事業継続計画(BCP)を策定した生産者団体や飼料メーカー等が飼料穀物を備蓄する取組を支援。</p>	<p>○ 生産者団体や飼料メーカー等がBCPに基づいて実施する飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組に対し、その費用の一部を支援。 ○ 非常時における配合飼料の安定供給を図るため、関係者の連携体制の強化に向けた協議会の開催、原料の利用・配合飼料の生産状況の調査等の取組を支援。</p>	<p>・飼料穀物備蓄 対策事業 1,750 百万円(令和元 年度予算)の内 数【一般会計】</p>	<p>○ 国内の配合飼料製造量や飼料穀物の輸入状況等を踏まえ、災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、適切な飼料穀物の備蓄水準を引き続き確保。 ○ 生産者団体や飼料メーカー等の連携による飼料の安定供給体制を強化するための取組を引き続き促進。</p>	<p>○ 災害発生時にあっても、生き物である家畜の命を繋ぐことにより、畜産業の存立基盤及び消費者に対する畜産物の安定供給を確保。</p>
<p>(vii 関連) 被災地産農林水 産物の消費拡大</p>	<p>農林水産 省</p>	<p>○「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て被災地産食品の販売フェアや社内食堂での積極的な利用の取組を推進(平成31年度1月末までに1,621件) ○ 福島県産農産物等の正しい理解を促進し、ブランド力を回復するため、福島県が行う福島県産農産物等のPRのための取組を支援。 ・福島県産農林水産物の魅力や安全性を伝えるためのメディア向けセミナーの開催(平成29年度までに9回)(平成28年度で事業終了) ・民間団体・市町村が行う福島県産農産物等の国内外のPR事業への支援(平成30年度までに1,642件)</p>	<p>○ 被災地産農林水産物・食品等について、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、社内食堂での積極的な利用や販売フェア等の取組を官民の連携を図りながら引き続き推進。 ○ これまでの取組をより一層強化し、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。具体的には、①安全で特徴的な農林水産物の生産に向けた取組、②農林水産物の放射性物質検査の推進、③流通実態調査の実施、販路拡大・販売促進に向けた取組を支援。</p>	<p>・福島県農林水 産業再生総合事 業 4,740百万円 (令和元年度予 算)【復興特会】</p>	<p>○「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズのもと、被災地産農林水産物・食品等の消費を拡大する取組を推進。 ○ 風評の払拭に向けた取組の推進・支援。</p>	<p>○ 福島県産農林水産物等の価格を震災前と同水準に回復</p>

<p>(ii 関連) 福島県営農再開 支援事業</p>	<p>農林水産 省</p>	<p>○ 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難指示区域等においては、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組む必要があり、福島県に基金を造成(24年度補正予算、30年度当初予算)。 ○ 本基金により、避難指示区域等において、除染後農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証及び収穫後の汚染防止対策等に対して支援。</p>	<p>○ 引き続き、除染後農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、営農再開に向けた作付実証、避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者に対して支援。</p>	<p>・ 福島県営農再開支援事業 36,216百万円【復興特会】※ 平成24年度補正予算で基金を措置後、30年度予算で所要額を充当。</p>	<p>○ 営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援。</p>	<p>○ 令和2年度末までに、福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、6割の営農再開を図ることを目標。</p>
-------------------------------------	-------------------	---	--	--	---	---